

## 返戻金制度

返戻金の対象期間	返戻金の額
新卒採用人材が入社を辞退等の場合	紹介手数料の 100%に相当する金額

上記の範囲内で個別に求人者等と定めます。また、上記は採用人材が自己の責により入社できない事由が発生した場合、または入社を辞退（求人者による働きかけがあった場合を除く）した場合、1か月以内に弊社に返戻金請求のための書類を提出した場合に適用されます。

---

許可番号 13-ユ-311760

---

事業主 株式会社シーマインドキャリア